

令和8年

第7回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和8年7月27日 午後1時30分から

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子	9 番 守 屋 智
2 番 加 藤 敏 行	10 番 加 藤 敏 郎
3 番 竹 内 欣 也	11 番 渡 邊 康 弘
5 番 山 口 秀 雄	12 番 仲出川 治 幸
6 番 鈴 木 洋 有	
7 番 平 原 則 子	15 番 柳 田 進
8 番 青 木 貞 治	16 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

13 番 石 井 雅 浩 推進委員 添 田 政 夫

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

吉 川 京 男 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 谷 河 かおり

書 記 久保田 徳人 伴 野 航

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第15号 「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)
について

議案第16号 「令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案) について

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積
等促進計画(案)に係る意見聴取について

議案第18号 非農地証明交付申請の承認について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は1名で、定足数に達しておりますので令和8年第7回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、13番石井雅浩委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、1番安池幸子委員と2番加藤敏行委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の、議案第15号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）について議題に供します。
では、事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第15号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の1ページから8ページをご覧ください。

事務局 《議案第15号を朗読・説明》

書記 この点検・評価は、国の「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に基づき作成しました。「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎

年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。
これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 他市町のホームページを見ると様式が異なっているのですが確認しましたか。

事務局 確認の上、最新の様式に替えさせていただきます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第15号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙 手》

議長 賛成者多数により、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第16号「令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第16号「令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書9ページから11ページをご覧ください。

事務局 《議案第16号を朗読・説明》

書記 この計画は、議案第15号と同様に国の通知に基づき、今年度の農業委員会の活動計画について作成し、公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、活動計画を作成・公表及び報告を行っていくとのことです。
これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第16号について決定事項とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の13ページから15ページ及び追加の19ページの7件でございます。場所につきましては総会資料の1ページから4ページ及び追加の12ページをご覧ください。

議案第17号1番から14番の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

先ず、番号1番と2番について説明します。

事務局

《議案第17号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑1筆で1回目の再設定となります。貸し手は非農家で、借り手は地元で花卉栽培を中心に営農している専業農家です。当該農地を継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、7月7日に西小磯東地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯東地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第17号1番と2番の農地について、7月7日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑1筆ですが、専業農家が継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第17号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第17号1番と2番について、原案とおり決定しました。

議長 次に同一地区の農地で借り手も同一ですので3番から6番の2件について一括で審議します。では、3番から6番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第17号3番から6番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑2筆で1回目の再設定となります。貸し手は非農家と地元の農家で、借り手は令和3年に就農した認定新規就農者です。当該農地を継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、7月7日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案第17号3番から6番の農地について、7月7日に私と事務局で現地確認を行いました。
当該農地は、露地畑2筆ですが、継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。
これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第17号3番から6番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第17号3番から6番について、原案とおり決定しました。

議長 次に7番と8番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第17号7番と8番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑 1 筆の一部で、2 回目の再設定となります。

貸し手は地元の非農家で、借り手は認定新規就農者です。当初は貸し手の意向で農地の一部分 4 8 0 m²を貸していましたが、借り手の要望で 6 5 5 m²に拡大されました。

なお、7 月 7 日に西小磯東地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯東地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

1 5 番委員（柳田） 1 5 番の柳田です。議案第 1 7 号 7 番と 8 番の農地について、7 月 7 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農道沿いにある良好な露地畑の一部ですが、今回、借りる面積を拡大することで営農の拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、営農の拡大が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 1 7 号 7 番と 8 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 1 7 号 7 番と 8 番について、原案とおり決定しました。

議長 次も同一地区の農地で借り手も同一ですので 9 番から 1 2 番の 2 件について一括で審議します。では、9 番から 1 2 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第 1 7 号 9 番から 1 2 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑 2 筆で、新規と 1 回目の再設定となります。貸し手は地元の農家で借り手は町内の兼業農家です。当該農地を継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、7 月 7 日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案第17号9番から12番の農地について、7月7日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑2筆ですが、法人が継続して借りることで、地域の農業振興と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、地域の農業振興と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第17号9番から12番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第17号9番から12番について、原案とおり決定しました。

議長 次に、追加された13番と14番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第17号13番と14番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の田3筆で、1回目の再設定となります。貸し手は地元の非農家で借り手は地元の専業農家です。当該農地を継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をした事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第17号13番と14番の農地について、事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、水田3筆ですが、地元の専業農家が継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第17号13番と14番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第17号13番と14番について、原案とおりの決定しました。
以上で議案第17号のすべての審議が終わりました。
なお、審議結果については町長に意見聴取を行います。

議長 次に議案第18号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第18号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書16ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の5ページと6ページをご覧ください。
先ず、1番について説明します。

事務局 《議案第18号1番を朗読・説明》

書記 議案第18号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。
非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。
当該農地は、農業振興地域内の白地の露地畑1筆ですが、所有者の高齢化と担い手の不在により耕作ができなくなり雑種地の状況となっていて農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追及を受けたことはありません。
なお、7月2日に寺坂地区担当の渡邊委員と柏木推進委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第18号1番の農地について、7月2日に私と柏木推進委員と事務局で現地調査を行いました。
当該農地は、長年耕作を行っていないため雑種地となっていて接道もないため農地活用が困難な状況であることを確認しました。

また、周辺は耕作放棄地と空き家であるため当該農地を非農地とすることによる問題はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質 疑》

議長 質疑がないようですので、議案第18号1番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第18号1番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

書記 次に2番について説明します。

事務局 《議案第18号2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、農業振興地域内の白地の露地畑1筆ですが、竹林の状況となっていて農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、7月10日に生沢地区担当の加藤委員と竹内委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番の竹内です。議案第18号2番の農地について、7月10日に私と加藤委員と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、長年竹林となっていて農地復元が困難な状況であることを確認しました。また、周辺には農地がなく当該農地を非農地とすることによる問題はありません。

事務局 《議案第18号2番をプロジェクターで補足説明》

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は非農地に該当するとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第18号2番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第18号2番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

以上で、議案第18号を終わります。

議長 次に、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書17ページと18ページの5件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページから11ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から5番を朗読》

書記 報告第1号1番から5番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から5番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和8年第7回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時33分)